|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 産科医等の処遇改善を図るために、産科医等に対して、分娩手当等を支給する分娩取扱医療機関へ補助を実施。 |
| 補助対象医療機関 | 分娩取扱医療機関 |
| 補助額 | １分娩あたり１０，０００円（１／３補助） |

（予定）令和５年度産科医等確保支援事業費補助金について

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 将来の産科医療を担う医師の育成を目的として、臨床研修修了後の専門的な研修において、産科を選択する医師に対し、研修医手当等（※）を支給する医療機関へ補助を実施。  ※就業規則及びこれに類するもの（雇用契約等）に規定されていることが必要。 |
| 補助対象医療機関 | 公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する卒後研修指導施設等 |
| 補助額 | 以下の（１）（２）を比較し、少ない方の額の１／３の額  （１）研修医１人１月あたり５０，０００円  （２）臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当（研修医手当等） |

（予定）令和５年度産科医等育成支援事業費補助金について